



10月から

公的年金からの個人市・県民税の 特別徴収制度が始まります

地方税法の改正により、平成21年10月から、厚生年金、共済年金などを含むすべての公的年金などに係る所得に対する個人市・県民税の納付方法が変わります。

現在、公的年金(老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等)の受給者で個人市・県民税の納税義務のある人は普通徴収(納付書や口座振替等、個人で納付)の方法で納めていただいていたのですが、今回の変更により、公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

公的年金からの特別徴収制度では、公的年金の受給者が支払うべき個人市・県民税を、社会保険庁などの「年金保険者」が市に直接納付し、受給者には個人市・県民税を年金から差し引いた残りの額が支払われることとなります(この制度は、個人市・県民税の納付方法を変更するもので、この変更によって個人市・県民税額が増えることはありません)。

対象になる人 公的年金を受給している65歳以上の人のうち、次のすべてに該当する人

- ・ 公的年金などに係る所得に個人市・県民税(所得割額及び均等割額)が課税される人
- ・ 年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している人
- ・ 朝来市で介護保険料を老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収されている人。ただし、「その年の1月2日以降にほかの市町村に転出したとき」「年度途中で介護保険料や税額が変更になったとき」「4月1日の時点で年金を受けていなかったとき」「お亡くなりになったとき」「天引きされる税額が年金給付額の年額を超えるとき」などの場合には特別徴収の対象外となり、普通徴収になります。

※特別徴収開始後、特別徴収税額の変更や年金の支給停止、年金受給権への担保設定、市外への転出などが発生した場合などは、特別徴収(天引き)が中止となり普通徴収になります。

公的年金からの特別徴収の対象となる人には、6月中旬に納税通知書で直接お知らせします。

特別徴収となる税額 公的年金等の所得にかかる個人市・県民税(所得割額及び均等割額)が特別徴収の対象となります。

公的年金等以外の所得(給与所得など)にかかる市・県民税は、年金から特別徴収(天引き)されず、別に納めていただきます。

◎公的年金等以外の所得にかかる所得割額について

- ・ 給与所得は、原則給与からの特別徴収(天引き)又は普通徴収(納付書や口座振替)になります。
- ・ 給与所得、公的年金等以外の所得は普通徴収(納付書や口座振替)になります。

特別徴収の実施時期 平成21年10月支給分から実施します。対象となる年金は老齢基礎年金等です(企業年金、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金からは天引きはされません)。